

News Release

2008年3月26日

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の一部変更・継続について

当社は、平成19年3月26日に開催された取締役会において、①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び②特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を決定しました。

旧プランについては同年6月28日開催の当社第66期定時株主総会で株主の皆様のご承認を得て導入いたしました。その後の金融商品取引法等の関係法令の改正・施行、いわゆる敵対的買収防衛についての議論の進展並びに社会経済情勢の変化等の事情も考慮し、その継続と見直しについて検討を重ねてまいりましたが、本日の取締役会において、旧プランの有効期間満了にあたり、旧プランを見直し新たに本プランを平成20年6月27日に開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本プランの決定につきましては、当社監査役会も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、同意をしております。なお、本日現在、当社株券等の大規模買付に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。

また、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点からコーポレート・ガバナンスの強化についても検討を重ねてまいりましたが、本日の取締役会において本定時株主総会に定款の一部変更を行い、取締役の任期を1年にするとともに、独立性の高い社外取締役を1名増員し、2名の選任を付議することを決定いたしました。本プランへの変更と併せて「**Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組み**」についても一部変更を行っております。なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(<http://www.tse.or.jp/>)をご参照ください。

旧プランから本プランへの一部変更の主な内容は次のとおりです。

1. 発動する対抗措置は、旧プランにおいては新株予約権の無償割当や株式分割等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置としておりましたが、本プランでは新株予約権の無償割当を行う対抗措置に限定いたしました。
2. 旧プランの有効期間は、当社第66期定時株主総会にてご承認を得た後1年間としておりましたが、本プランの有効期間は、本定時株主総会にて株主の皆様のご承認を得た後2年間（すなわち平成22年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会の承認を経ることといたしました。
3. 独立委員会の役割及び勧告期限を明確にいたしました。

注1：特定株主グループとは、

(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条

- の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii)当社の株券等(同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注 2：議決権割合とは、

- (i)特定株主グループが、注 1 の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、
- (ii)特定株主グループが、注 1 の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。
- 各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権の数(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3：株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等又は同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引をいただいております。よって、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、当社の財務及び事業の方針を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の自由な意思に依拠するべきであると考えます。

一方、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

II 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。これらの取組みは、上記 I の基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 企業価値向上への取組み

当社は、1950 年にチタン酸バリウムセラミックコンデンサの商品化に成功し、創業した電子部品メーカーであります。「従業員の幸福」「地域社会への貢献」「株主に対する配当責任」を経営理念として掲げ、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの深い信頼関係に基づき、コンデンサ、フェライト及び応用製品、モジュール、さらには CD-R、DVD-R 等の光記録メディアをリードする企業として、日本のほか、アジア、アメリカ、ヨーロッパとグローバルに活動してまいりました。

当社グループを取り巻くエレクトロニクス業界は、デジタル化の進展によって新たな部品需要が創出される一方、機器の商品ライフサイクル短縮化による新製品開発スピードの向上が求められております。

このような環境において当社グループは、コア事業である積層商品群の生産プロセス改善や生産性向上等の施策推進により、利益体質の改善に努めて企業価値向上への取組みを行なっております。具体的には、平成 18 年度を初年度とする中期 3 年計画(売上高目標 2,500 億円、営業利益目標 200 億円)を策定し、

- ①当社の基盤技術をベースとして、機器のデジタル化に対応した新商品の投入を強化する。
- ②高機能化・高付加価値化を実現する次世代商品開発に注力する。
- ③外的・内的な環境変化に対応し、グループ各拠点における役割の見直しを着実に進め、グループ全体の経営効率向上に積極的に取り組む。
- ④財務面ではキャッシュ・フロー重視の経営による資本効率の向上を推進する。

等を目指し、ワンランク上の企業となるため「企業風土変革」を推進しております。

さらに、企業価値をより高めるために平成 21 年度を初年度とする新中期 3 カ年計画の策定を進めております。

2. コーポレート・ガバナンス強化への取組み

当社は、本定時株主総会において、定款の一部変更を行い、取締役の任期を 1 年にするとともに、独立性の高い社外取締役を 1 名増員し、2 名選任する議案を付議することを決定しております。これにより、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する経営監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現する等、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

また、当社は、CSR 内部統制室を設置し、内部統制の強化を図るため、内部統制に関する事項の体制整備や進捗管理の指導を行い、その活動結果を取締役及び執行役員で構成する委員会において定期的に報告、協議を実施しております。さらに、業務の法令及び諸規定への適合性につきましては、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の組織として監査室がコンプライアンスの視点から内部監査活動を行っております。

当社は、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとのさらなる信頼関係を強化するべく、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に注力していく所存であります。

Ⅲ 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

1. 本プラン導入の目的

中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

突然大規模買付行為がなされた時に、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画した時の経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討する上で重要な判断材料であります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。

取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見の検

討を速やかに開始し、独立の外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討した上で意見を形成し開示いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含め買収防衛策として本プランを導入することといたしました。本プラン全体の概要については（別紙 1）をご参照ください。

2. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置し、独立委員会規程（概要につきましては、（別紙 2）をご参照ください。）を定めることといたしました。

独立委員会の委員は 3 名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役並びに社外有識者（注 4）の中から選任します。

独立委員会の委員は、現在、社外取締役 1 名、社外監査役 2 名が就任しておりますが、本定時株主総会後に新たに選任される予定の社外取締役 1 名を含め、計 4 名が就任する予定です（氏名、略歴につきましては、（別紙 3）をご参照ください。）。

独立委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、②大規模買付者が大規模買付ルールに基づき提出する情報が十分であるか否かの判断、③大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、④対抗措置の発動不発動の判断を取締役会からの諮問に対して遅くとも取締役会評価期間（後記 3. (3) に定義されています。）の期限の 10 日前（以下、勧告期限といいます。）までに取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注 4：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

3. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。意向表明書の内容については速やかに開示いたします。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

(2) 大規模買付者からの本必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ(共同保有者(注5)、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。)
- ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④大規模買付行為における買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者への対応方針

注5: 共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者、及びこれらに該当すると取締役会が認めた者を含みます。

上記に基づき提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、独立委員会に諮問しその勧告を得た上で、合理的な回答期限を設けて大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

必要十分な本必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、独立委員会に諮問し、その勧告を得た上で、情報提供完了通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

また、当社取締役会に提出された本必要情報は、速やかに独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(3) 当社取締役会の本必要情報の評価、検討及び開示

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了したと判断して、情報提供完了通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示した後、最長60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)又は最長90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。従って、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、

取締役会評価期間中、取締役会は独立の外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要

情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者による、意向表明書を提出しない突然の買付行為、本必要情報を提供しない買付行為、取締役会評価期間を与えない買付行為、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当の実施による対抗措置を取ることがあります。

取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は（別紙 4）に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつける等、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、上記(1)で述べた対抗措置を取ることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断された場合

取締役会が、上記のように例外的に対抗措置の発動が必要と判断した場合は、独立委員会に

対し十分な検討期間を設けた勧告期限を設定したうえで発動の是非について諮問を行い、独立委員会は、勧告期限までに発動の是非について勧告を行うこととします。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し発動の是非について最終的な判断を行うものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記 (1) 又は (2) において、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

対抗措置である新株予約権の無償割当を行う場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 本プランが株主・投資家に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、①大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、②現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見、代替案の提示を株主の皆様が受ける機会を確保することを目的としています。

これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 4. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記 4. に記載した対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等にしがって、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置である新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込みすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きを取ることを決定した場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

ただし、割当期日において名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。）及び当社が新株予約権を取得する日までに、大規模買付者等

でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

6. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本定時株主総会における承認の時をもって発効することとします。

本定時株主総会で株主の皆様にお諮りする本プランの有効期間は2年間（平成22年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会の承認を経ることとします。

また、本プランの廃止は、本定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても本プランに関する法令、証券取引所の規則の新設又は改廃が行われ、①新設又は改廃を反映するのが適切である場合、②誤字脱字の理由により字句の修正を行うのが適切である場合には、株主の皆様の不利益を与えない範囲で独立委員会の賛同を得た上で本プランを修正又は変更する場合があります。

以上のように、当社取締役会が本プランについて継続・変更・廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして、速やかに開示します。

IV 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記Ⅰの会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを

株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、大規模買付行為が①大規模買付ルールを遵守していない場合、②大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合、③株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合等、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い当社の社外取締役、社外監査役並びに社外有識者から構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益にそうように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 株主意思を重視するものであること

当社は、取締役会において、本プランを本定時株主総会に付議することを決定致しました。本プランは平成20年6月開催予定の当社定時株主総会における承認により発効することとしており、本プランの消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

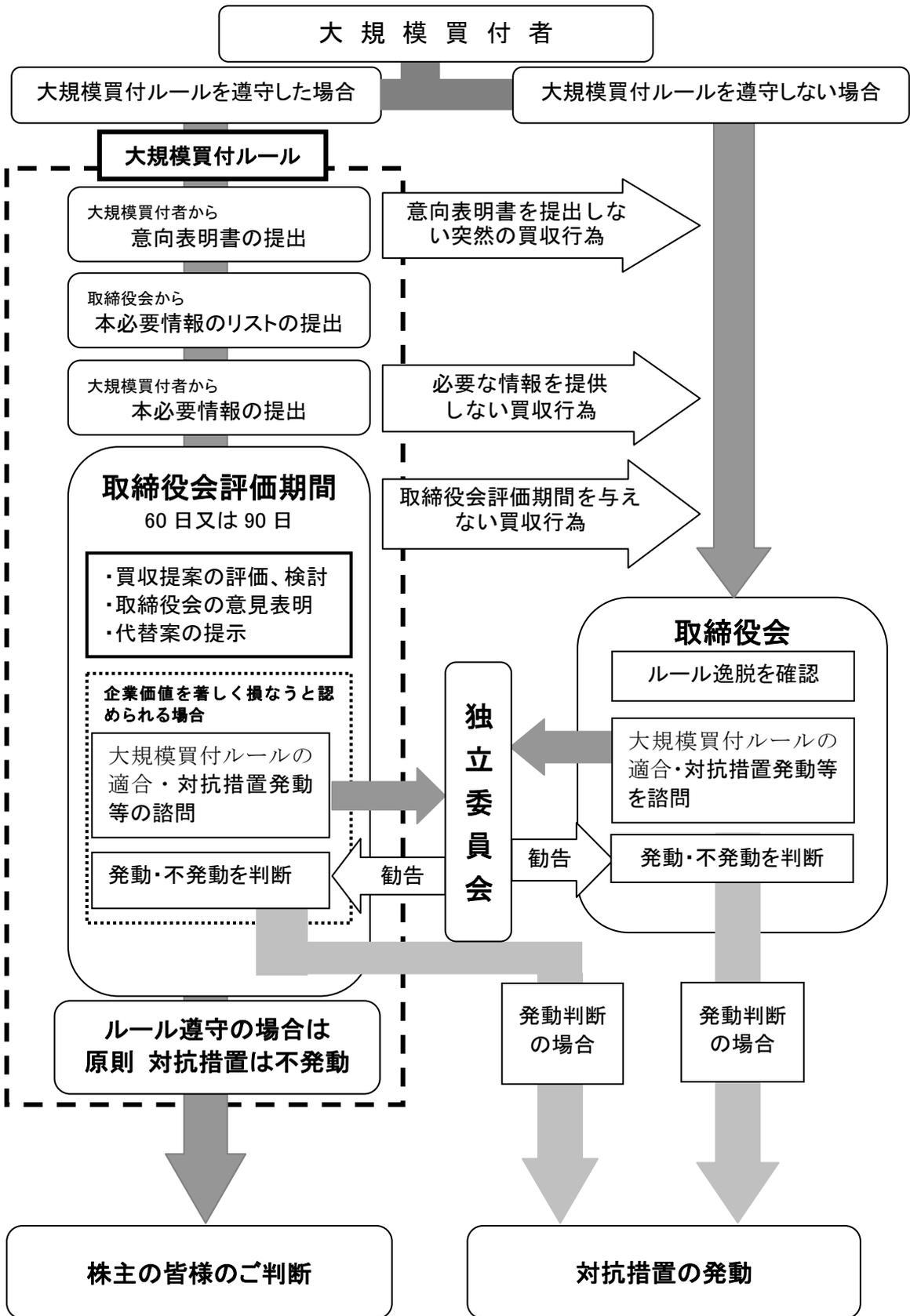
(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、買収防衛策の発動を阻止できないもの）ではありません。

また、本定時株主総会において、当社の取締役の任期を1年間へ変更する議案のご承認をいただきますと、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、買収防衛策の発動を阻止するのに時間を要するもの）に該当しなくなります。

以 上

本プランの概要 大規模買付行為開始時のフロー



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

独立委員会規程の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- 独立委員会決議は、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員略歴

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
岩永裕二 (昭和16年4月3日生)	昭和39年4月 東鳩製菓株式会社入社 同社企画室長 開発部長 昭和45年9月 ゼネラルエアコン株式会社入社 同社ルームエアコン営業部長、営業本部長、 マーケティング本部長 昭和56年4月 日本国弁護士登録(現) 昭和59年9月 リリック・マクホース・アンド・チャールズ 法律事務所(現ピルズベリー・ウインスロ ップ・ショー・ピットマン法律事務所)入所(現) 昭和59年12月 カリフォルニア州弁護士登録(現) 平成15年4月 Manufacturers Bank 社外取締役(現) 平成17年7月 JMS North America Corporation 社外取締役(現) 平成18年6月 当社社外取締役(現) 平成19年6月 セガサミー・ホールディングス株式会社 社外取締役(現)	0株

(注) 当社と岩永裕二氏との間には、特別の利害関係はありません。
岩永裕二氏は、社外取締役であります。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
縣久二 (昭和25年9月16日生)	昭和49年4月 野村証券株式会社入社 昭和56年3月 日本合同ファイナンス株式会社(現・JAFCO) 入社 昭和62年12月 日本アセアン投資株式会社(現・JAIC)へ 出向(投資部長) 昭和63年9月 JAFCOに復帰(経営情報部長) 平成8年6月 同社 福岡支店長 平成9年6月 同社 取締役就任(第一投資本部担当) 平成12年4月 同社 取締役(投資企画・審査担当) 平成13年4月 同社 取締役(第三投資本部担当) 平成14年5月 同社 常務取締役就任(第三投資本部担当) 平成19年3月 同社 常務執行役員就任(決済担当) 平成19年10月 同社 経営理事就任 平成19年12月 同社 退職 平成20年1月 響きパートナーズ株式会社代表取締役会長 就任(現)	0株

(注) 当社と縣久二氏との間には、特別の利害関係はありません。
縣久二氏は、本定時株主総会での選任により社外取締役に就任する予定であります。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
秋坂朝則 (昭和36年4月14日生)	昭和62年8月 公認会計士登録(現) 平成2年4月 佐野女子短期大学専任講師 平成9年4月 佐野国際情報短期大学助教授 平成12年4月 日本大学商学部助教授 平成16年6月 当社社外監査役(現) 平成17年4月 法政大学大学院教授(現)	1,000株

(注) 当社と秋坂朝則氏との間には、特別の利害関係はありません。
秋坂朝則氏は、社外監査役であります。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
稲田俊信 (昭和11年9月25日生)	昭和40年8月 日本弁護士会登録(現) 昭和49年12月 日本大学法学部教授 平成9年10月 法学博士(現) 平成10年6月 当社社外監査役(現) 平成13年4月 秋田経済法科大学大学長	5,000株

(注) 当社と稲田俊信氏との間には、特別の利害関係はありません。
稲田俊信氏は、社外監査役であります。

以上

新株予約権無償割当の概要

本プランに基づき実施する予定の新株予約権の無償割当の概要は、以下のとおりです。

1. 新株予約権の数

新株予約権無償割当に関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同日において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個を割り当てます。

3. 新株予約権の無償割当の効力発生日

新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

4. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が定める額とします。

6. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において別途定める期間とします。但し、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とします。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行行使の条件として定めます。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

8. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

9. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、

これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

11. 新株予約権証券の発行
新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

12. その他
上記に定めるほか、新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

以 上

(別紙5)

当社株式の状況 (平成19年9月30日現在)

- 1. 発行可能株式総数 300,000,000 株
- 2. 発行済株式総数 120,446,997 株
- 3. 株主数 8,378 名
- 4. 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資の状況		当社の大株主への出資の状況
	所有株式数 (千)	出資比率%	持株数(千)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,213	10.9	0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,535	8.7	0
株式会社三井住友銀行	4,000	3.3	0
株式会社伊予銀行	3,000	2.4	142
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン エス エル オムニバスアカウント	2,505	2.0	0
日本生命保険相互会社	2,380	1.9	0
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	2,321	1.9	0
ドイツ証券株式会社	2,316	1.9	0
カリヨン ディーエムエイ オーティシー	2,176	1.8	0
指定単 受託者 三井アセット信託銀行株式会社 1口	2,074	1.7	0

以上